

(仮称)江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案 (概要)

に関するご意見(要旨)と区の考え方

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
条例全般について		
1	手話をはじめとする障害者の意思疎通手段の普及と障害への理解促進を図るための条例制定に賛成である。 (同主旨9件)	手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通を促進することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指してまいります。
2	条例制定は不要である。条例とはいえ、公的なルールで区民を縛るのはおかしい。健全な相互関係にしてほしい。	この条例は、手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通を促進することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として制定するものです。
3	条例は、手話言語条例と意思疎通条例に分けて制定してほしい。手話は意思疎通の一部だが、手話は言語であり、手話は聴覚障害者が生きてきた歴史や文化であるため、別々に条例を作してほしい。 (同主旨4件)	手話は言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産で、その歴史的背景も手話以外の意思疎通手段とは異なるところですが、この条例は、手話を含む障害者の意思疎通手段には様々なものがあることを広く区民や江東区を訪れる方に知っていただき、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として制定するものです。
4	条例名は、「江東区障害者の意思疎通の促進及び手話言語の普及に関する条例」にした方がよい。	条例名については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
5	条例の制定には制約もあると思うが、聴覚障害者や他の障害の方が理解できる内容で画期的な条例にしてほしい。 (同主旨1件)	この条例は、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として、区の責務や区民の役割、事業者の責務と共に施策を推進するにあたっての普遍的な基本理念や考え方について定めることとしております。
6	障害 → 「がい」をひらがな表記にしてほしい。 (同主旨1件)	障害者総合支援法など法律において「障害」の表記を用いていること、「障害」が常用漢字であることから、現在の表記としております。なお、「障害」の表記については、「障害」、「障がい」、「障碍」など障害当事者からも様々なご意見をいただいております。
7	条例の概要では、細部がわからないため、パブリックコメントの段階で、条例案も提示してほしい。	条例案については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からいただいたご意見を踏まえたうえで、作成することとしております。

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
8	<p>条例制定の目的にある文言を次のとおり文言をどちらかに修正してほしい。</p> <p>意思疎通手段「を」→「の」利用しやすい、または、意思疎通手段を利用しやすい環境「を」→「として」整備することにより。</p>	<p>条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。わかりやすく正確な表現となるよう作成してまいります。</p>
9	<p>条例の中に「手話は言語である」と明記してほしい。国連の障害者権利条約や障害者基本法にも手話は言語と位置づけられており、区の条例にも明示してほしい。</p> <p>(同主旨8件)</p>	<p>条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、条例制定の参考にさせていただきます。</p>
10	<p>用語の定義にある「障害者」は、次のとおり修正してほしい。</p> <p>その他の心身の機能の障害「のある者であって」→「があり」障害のある者という語句に疑問を感じると障害者から聞いたから。</p>	<p>「障害者」の定義については、障害者差別解消法における用語の定義を用いております。</p>
11	<p>施策の実施の中にある「習得機会」について、精神、心の在りようの大切さを明記してほしい。</p>	<p>条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>「障害者差別解消法」を含む内容の条例にしてほしい。</p>	<p>この条例は、手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通を促進することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としております。</p>
13	<p>区の責務、区民及び事業者の役割について、次のとおり明記してほしい。</p> <p>「医療、教育、災害の場等を含めた地域社会において手話を含む障害者の意思疎通手段を使いやすくするための取り組みを区としても応援していく。」</p>	<p>条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>事業者の「役割」ではなく、「責務」にしてほしい。</p> <p>(同主旨1件)</p>	<p>条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、条例制定の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>事業者について、内容によっては義務規定とし、一層の促進を図ってほしい。</p> <p>(同主旨2件)</p>	<p>条例制定にあたっては、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>条例の施策を推進する際、当事者を含めた協議会を新たに設置するか、「障害者計画等推進協議会」にて協議し、意見を聴き、尊重する旨、明記してほしい。</p> <p>(同主旨1件)</p>	<p>障害者施策については、地域自立支援協議会において検討するほか、障害者団体や障害当事者の方から直接ご意見・ご要望をいただく場を設けております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
17	条例制定は、障害当事者抜きで決めないでほしい。	条例制定にあたっては、パブリックコメントの他に地域自立支援協議会において聴覚障害者団体や障害者団体のご意見を伺い、障害者団体説明会や区民説明会を実施して障害当事者、区民の皆様からのご意見を直接伺っております。
18	他県や他区のコミュニケーション条例には、コミュニケーション等支援者の養成や派遣を明記している地域もあるので、条例に明記してほしい。	この条例は、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として、区や区民、事業者の役割や区として施策を推進する際の普遍的な基本理念や考え方について定めることとしております。
19	意思疎通手段の用語の定義に「要点筆記」「失語症者向け意思疎通支援」を明記してほしい。また、脳卒中・循環器病対策基本法の付則第3条にも「失語症」が明記されているので参考にしてほしい。 (同主旨1件)	条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際にもご意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
その他の施策、事業への要望		
20	公の行事には、すべて手話通訳者をつけてほしい。	区が主催する会議やイベントにおいて、手話通訳者の派遣のご要望がある場合は、派遣の可否について関係所管と調整してまいります。
21	区民が聴覚障害者と気軽に触れあえる機会をたくさん作ってほしい。	区では、江東区障害者福祉大会を開催しており、どなたでもご参加いただけます。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
22	手話の五十音を図表にして、区民に配布し、簡単なあいさつ程度は誰でも出来るようにしてほしい。	手話に関するパンフレットについては、区役所や江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センターにおいて配布しております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
23	身近な道具を使って筆談を実施しやすくする方法の紹介をしてほしい(こども用のお絵かきボードを用いた筆談など)。	筆談については、その方の障害特性に応じた利用しやすい方法で行っていただくことが望ましいと考えます。
24	ろうあの方には、イラストで用件を指し示す表があれば、手話でなくてもコミュニケーションが取れると思う。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
25	文化センター等でタブレット端末による遠隔手話通訳サービスを導入してほしい。	現在、文化センター等施設においては、筆談などによる窓口対応を行っております。いただいたご意見を含め、今後も円滑なコミュニケーション手法について検討してまいります。

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
26	手話を使う方にVR(仮想現実)を用い、公共施設などで注意喚起の内容を手話で動画撮影した物を埋め込んで、聴覚障害者が自分の携帯電話を使うと、画面に音声と手話が映るシステムができるといい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
27	福祉用具の紹介、貸し出し制度の紹介などについて教えてほしい(電話の着信音や来客チャイムをフラッシュランプで教えてくれる用具の紹介など)。	区では、障害者福祉のてびきやホームページに日常生活用具の一覧や対象者などを掲載しております。 なお、身体障害者手帳(聴覚・音声・言語)3級以上の方を対象に、日常生活用具として「フラッシュベル」を支給しております。
28	手話通訳者や要約筆記者などの労働条件を確立し、頸肩腕障害など職業病を予防し、区として財政措置を講じてほしい。	区の登録手話通訳者には、年1回頸肩腕診断を行っております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
29	耳鼻科の医師が人工内耳の説明をする際、コミュニケーションとして手話があることを説明してほしい。	コミュニケーションの手段について、状況にあわせた手段や情報など、本条例の主旨と併せて関係機関等にも周知させていただきます。
30	出張所、保健相談所で、障害者の各種手続き、相談などができるようにしてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
31	障害者にも分かりやすいまちづくりをしてほしい(サイン、シンボルマークなど)。	現在、道路や建物等区有施設に使われているサインやシンボルマークは、関連法規や日本工業規格等に基づきデザインされております。ご意見につきましては、今後のまちづくりを進める中で参考にいたします。
32	渋谷区のブレイルノイエという点字、文字が重なって表示されるアイデアは目の見える人と見えない人、共に情報を共有できるので参考にしてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
33	目の不自由な方には、困っていますのサインやカードなどの目印があれば、手助けしやすい。	区ではヘルプマーク、ヘルプカードを作成し、必要な方にお渡ししております。 ヘルプマークは、周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせるため、バッグの持ち手など見えるところに付けていただくためのマークです。 ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載して携帯していただくカードです。

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
34	目の不自由な方には、歩道のデコボコとゴミをきれいにしてもらえると助かる。	区で管理する道路(歩道)については、定期的にパトロールを実施し、破損箇所を発見した場合には、適時、補修を行ってまいります。また、歩道の清掃については、定期的に道路清掃を行っております。
35	車椅子の方は歩道に障害物があると通りにくいで誰でも通れるよう整備してほしい。	区で管理する道路(歩道)への放置物件(障害物)等については、道路の安全確保等を図るため、これまでも道路の適正な使用を区報等で呼びかけております。あわせて、日々道路パトロールを実施し、放置物件等により著しい交通障害となっている箇所を発見した際には、是正に向け指導を行っております。今後も道路パトロールを行い、是正指導を行うと共に、引き続き区報等で啓発に努めてまいります。
36	災害時に注意メッセージが出るアプリの開発をしてほしい。また、身体障害者からの防災不安状況等の意見を聞き、防災コンサルティング等の設置をしてほしい。	注意メッセージに関しては、防災マップアプリでプッシュ通知として運用できるよう検討しているところであります。防災コンサルティングについては、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
37	AIを用いて身体障害者への意思疎通手段の最新機器コンテストを開くなど、意思疎通手段の合理化やマスメディア等へのPRを行ってほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
38	事業者や区民で障害者の意思疎通手段の機器導入等に効果がある会社やグループを定期的に表彰してはどうか。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
39	筋萎縮性側索硬化症について、教育委員会の後援で障害のある方とコミュニケーションをとるというワークが開催された。今後も取り組みが広がっていくことを望む。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
40	成人の発達障害者の専門外来をしている医療機関や行政機関がない。区内の医療機関などで、発達障害者の成人を含めた外来や、支援、リハビリテーション、療育などを行える体制にしてほしい。(同主旨2件)	発達障害者に関する医療につきましては、高い専門性が求められます。区としては、東京都立精神保健福祉センターをはじめとする医療機関やリハビリ、ディケアを実施している機関と連携し、個人の状況に応じた支援を行ってまいります。
41	発達障害がある人は、年齢問わず、コミュニケーションや人間関係などで苦労している。サービス業、公共交通機関、行政機関などで、発達障害者への理解、合理的配慮を行ってほしい。(同主旨5件)	障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、障害への理解を促進に努めてまいります。

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
42	区の前算は、障害者の方の意思疎通支援に関することに使ってほしい。	区では、手話講習会や手話通訳者の派遣事業など、障害者の意思疎通支援に関する事業を実施しております。今後も適切な事業実施に向けて取り組んでまいります。
43	区の発行物やホームページをカラフルで読みやすく、分かりやすい文章で、読んでみたいと思わせるものにしてほしい。	区公式ホームページは、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」に対応することを目指し、色覚障害のある方にも配慮した色使いを行っています。文章につきましては、分かりやすい記載を行うよう努めてまいります。また、区の広報紙である「こうとう区報」では、原則として本文の文字に、どなたにでも見やすく読み間違えにくい「ユニバーサルフォント」を採用しています。加えて、通常、最初の面と最後の面はカラー印刷としています。引き続き、多くの皆様に読みたいと思っただけの紙面作りを進めてまいります。
44	社会福祉協議会の発行物やホームページをカラフルで読みやすく、分かりやすい文章で、読んでみたいと思わせるものにしてほしい。	年3回発行している社会福祉協議会の広報紙「江東区社協だより」を本年8月発行号から刷新し、より区民の皆様親しんでいただけるよう、工夫いたしました。今後とも一層読みやすく、分かりやすい発行物やホームページの作成に取り組んでまいります。
45	パブリックコメントの提出要件が氏名と住所が必須なので、意見が出しにくい。	パブリックコメントの実施にあたっては、区民が自由に意見を述べる機会を設けるとともに、公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。そのため、当該パブリックコメントの事案に係る対象者(区内在住、在勤、在学、法人、団体、直接的な利害関係者等)なのか確認を行う必要があるため、氏名、住所などを記入した上で意見を提出していただくこととしております。
46	ホームページから【意見募集フォーム】が見つかりにくいので改善してほしい。	区公式ホームページでは、トップページから「パブリックコメント」または「計画等に関する意見募集」のページにアクセスしていただくと、いずれのページからも、意見募集フォームを見つけられるようになっておりますが、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
47	重度障害者用意思伝達装置は、重度障害者になりつつある本人、家族、介護事業者・ヘルパーに習得の機会を作ってほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
48	失語症者は、様々な場面で社会的障壁があるため、意思疎通支援の活動ができる環境を整える必要があるため、失語症者向け意思疎通支援派遣事業を確立してほしい。 (同主旨3件)	事業の実施につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
49	江東区立の小中学生に対して、手話を必修教科にしてほしい。 (同主旨4件)	令和2年度より、本区の小学校5年生が使用する国語の教科書に「点字と手話」の内容が示されており、子どもたちは、各校の指導計画に基づいて学習することとなります。一方で、小中学校で指導する教科等は、学習指導要領に定められているため、本区独自に手話を教科化することは難しいと考えております。
50	公立小・中学校に通う発達障害児に対して十分な配慮を行い、いじめから守り、親、担任、学校と連携をとり、過ごしやすい学校生活が送れるよう努力してほしい。 (同主旨1件)	本人や保護者の希望をもとに、学校と保護者が連携していくために、発達障害のある児童・生徒については教育支援計画(学校生活支援シート)や個別指導計画を作成し、指導・支援につなげております。また、個々の障害特性に応じた指導・支援をしていくために、個々の教育的ニーズに応じて介助員等の人的配置をしております。今後も学校が保護者と共に組織的に指導の工夫を進めてまいります。
51	手話講習会の実施回数や講座の種類を増やしてほしい。 (同主旨10件)	区では、江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センターで手話講習会の講座を開催し、手話通訳者養成事業を行っております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
52	精神障害者に関する講座を開催してほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
53	福祉施設、事業者向けに様々な障害理解を深める講座を定期的に開催してほしい。 (同主旨1件)	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
54	区在住の外国人に身体障害者と交流するセミナー等開催してほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
55	手話を覚えたいので、区報で教室を紹介してほしい。	江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センターで実施している手話講習会については、ボランティアだより、江東区社会福祉協議会ホームページ、区報、区ホームページ等によりお知らせしております。

番号	ご意見(要旨)	区の考え方
その他、意見等について		
56	ろう者にとって「手話」は「言語」であることへの理解を広め、一般区民や事業者が手話を学び、手話が普及される社会になってほしい。 (同主旨5件)	手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法に明記されております。条例の周知や手話に関するパンフレットの配布等により手話の普及啓発活動に取り組んでまいります。
57	手話が言語であることは障害者基本法に明記されている。手話が言語として認められず聴覚障害者が二重に差別をされてきた歴史を区民に認識してほしい。	この条例の制定が、区民や江東区を訪れる方に手話や手話の歴史的背景についても考えていただくきっかけとなるよう、努めてまいります。
58	条例が制定され、障害に対する様々な偏見や障害者を排除する動きが改善され、障害者への配慮が進むことを望む。また、障害者が意思疎通しやすい環境が整えば、障害者にとって住みやすい地域になる。 (同主旨5件)	障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指してまいります。
59	公共機関および区内の各自治会や各商店街などにも条例の周知をしてほしい。 (同主旨1件)	関係団体、関係機関等へ条例を周知してまいります。
60	障害の有無にかかわらず、こどものときから共に成長し、意思疎通が当たり前になれる地域になってほしい。(同主旨2件)	関係機関と連携し、こどものときから心のバリアフリーを育てることで、障害のある人もない人も共に支えあい、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。
61	上手く言葉にすることができない障害者もいるので、ちょっとした問いかけから始めてほしい。時間はかかるが、自分の気持ちを表し始める。また、集団の中でのコミュニケーションが上手くとれないので非難されやすいが、誤解しないしてほしい。 (同主旨3件)	障害特性に配慮した多様な意思疎通手段を利用しやすい環境を整備し、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指してまいります。
62	手荷物等にヘルプマークを付けている人を街中で見かけるが、一般区民には付ける理由や対応方法が分からないので教えてほしい。	ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方のためのマークです。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車・バスの中では、席をお譲りください。駅や商業施設等では、声をかけるなどの配慮をお願いします。また災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。